

# ＜厚生労働大臣の定める掲示事項＞

当院は下記事項について厚生労働大臣の定める基準に適合しております。

## ■基本診療料の施設基準

- \* 電子的保健医療情報活用加算
- \* 情報通信機器を用いた診療に係る基準
- \* 一般病棟入院基本料（10対1）
- \* 救急医療管理加算
- \* 医師事務作業補助体制加算 1
- \* 急性期看護補助体制加算 25対1（看護補助者 5割以上）、夜間看護体制加算、夜間急性期看護補助体制加算：夜間 100対1
- \* 看護職員夜間配置加算 16対1
- \* 重症者等療養環境特別加算
- \* 医療安全対策加算 2
- \* 感染対策向上加算 2（連携強化加算、サーベイランス強化加算）
- \* 患者サポート体制充実加算
- \* 病棟薬剤業務実施加算 1
- \* 入退院支援加算 1
- \* 認知症ケア加算 2
- \* 精神疾患診療体制加算
- \* 地域包括ケア病棟入院料 1（看護職員配置加算、看護職員夜間配置加算）
- \* 一般名処方加算 1・2
- \* せん妄ハイリスク患者ケア加算
- \* 機能強化加算
- \* 障害者施設入院基本料（10対1）
- \* 診療録管理体制加算 1
- \* 特殊疾患入院施設管理加算
- \* 栄養サポートチーム加算
- \* 後発医薬品使用体制加算 1
- \* データ提出加算 1・2
- \* 総合機能評価加算
- \* せん妄ハイリスク患者ケア加算
- \* 排尿自立支援加算
- \* オンライン診療料

## ■特掲診療料 の施設基準

- \* 二次性骨折予防継続管理料 1・2・3
- \* 開放型病院共同指導料
- \* 薬剤管理指導料
- \* 禁煙治療補助システム指導管理加算
- \* 別添 1 の「第 14 の 2」の 1 の (2) に規定する在宅療養支援病院
- \* 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- \* 検体検査管理料 1・2
- \* CT 撮影及び MRI 撮影
- \* 脳血管疾患等リハビリテーション科（Ⅱ）
- \* 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
- \* 導入期加算 1
- \* 下肢抹消動脈疾患指導管理加算（連携医療機関：昭和大学病院）
- \* 食道縫合術（穿孔、損傷）（内視鏡によるもの）、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、小腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、結腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、尿管腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、膀胱腸瘻閉鎖術、（内視鏡によるもの）、腔腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）
- \* 胃瘻造設術（経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む）
- \* 輸血管理料Ⅱ（輸血適正使用加算）
- \* ニコチン依存症管理料
- \* 外来排尿自立指導料
- \* 医療機器安全管理料 1
- \* 画像診断管理加算 2
- \* 無菌製剤処理料
- \* 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- \* 人工腎臓
- \* 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算

## ■その他の基準

- \* 入院時食事療養費（Ⅰ）  
管理栄養士によって管理された食事を、適時（朝食は午前 8 時、昼食は正午、夕食午後 6 時以降）・適温で提供しています。